

# 入院時食事療養について

令和6年6月1日

当院では入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を、適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

なお、入院中の食事についてご負担いただく金額は令和6年6月1日より次のとおりです。

## 【1食あたりの標準負担額】

- |                               |      |
|-------------------------------|------|
| ① 一般の方                        | 490円 |
| ② 指定難病の方                      | 280円 |
| ③ 住民税非課税世帯の方                  | 230円 |
| ④ ③の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合  | 180円 |
| ⑤ ③の方で所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者 | 110円 |

「マイナンバーカード」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」等をお持ちの方はご提示ください。

なお、食事療養費に要した自己負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。